

# 第 1 編

# 総 説



第1回 宮城県学校給食『伊達な献立』コンクール  
宮城県知事賞 気仙沼市立唐桑中学校



# 第1章 学校給食の役割と食育の位置付け

## 1 学校給食の役割

昭和29年に「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になり、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。その後、平成20年6月に学校給食法が大幅に改正され（平成21年4月1日施行）、学校給食の目的の一つとして「学校における食育の推進」が新たに規定された。この改訂により、学校給食の教育的効果を引き出し、学校給食を通して学校における食育を推進するという趣旨が明確となった。

給食の時間では、準備から後片付けまでの実践活動を通して、計画的・継続的な指導を行うことにより、児童生徒に望ましい食習慣と食に関する実践力を身に付けさせることができる。また、学校給食そのものを生きた教材として教科等、学校教育活動全体においても活用することができる。

学校給食は成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進めるための教材としての重要な役割がある。

## 2 食育に関する施策等

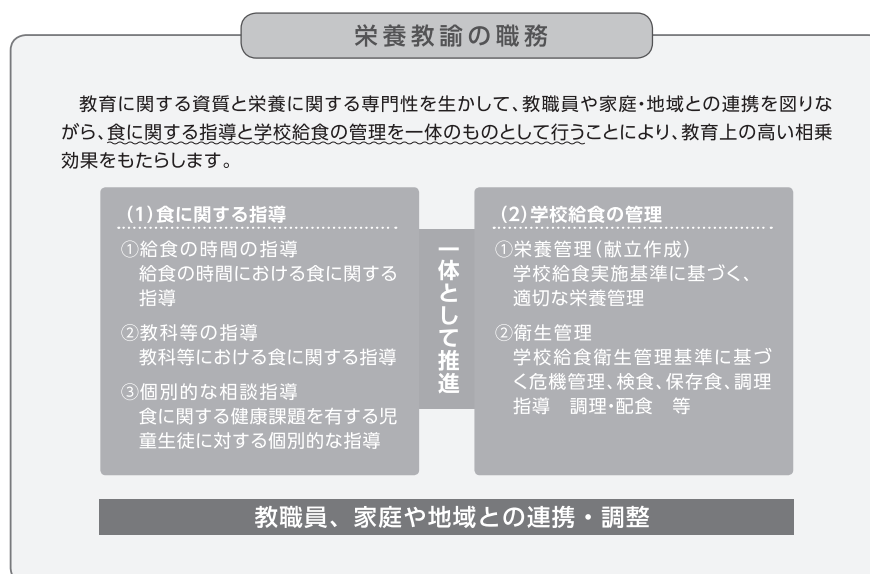
### (1) 栄養教諭制度の創設

#### ① 栄養教諭制度（平成17年4月）

児童生徒の食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実させ、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭制度が施行された。栄養教諭は、管理栄養士又は栄養士の免許を有しており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教師である。

#### ② 栄養教諭の職務

学校教育法に栄養教諭の職務として、「児童の栄養に関する指導及び管理をつかさどる」（小学校以外の学校について準用規定）と規定されている。栄養教諭は学校における食育推進の中核的な役割を担っており、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、教職員や家庭・地域との連携を図りながら、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うことにより、教育上高い相乗効果をもたらす。



出典「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育」（文部科学省：平成29年3月）

**(2) 食育基本法の施行（平成 17 年 7 月 15 日施行）**

国は食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「食育基本法」を施行した。国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育み、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的としている。この法律の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である。」とあり、特に子どもに対する食育を重視している。

食育基本法 前文（一部抜粋）

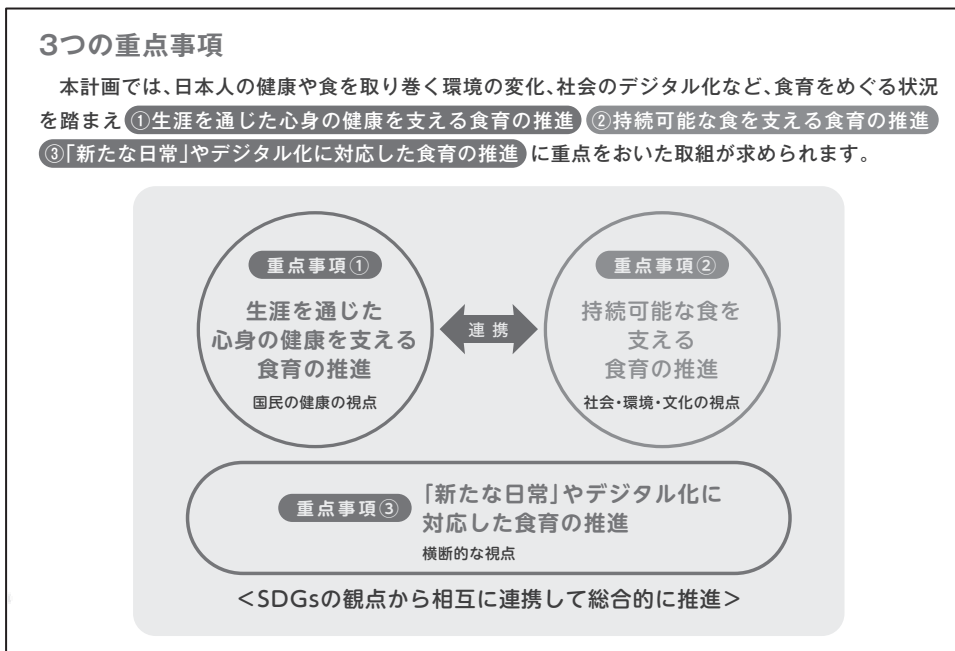
子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」

**(3) 食育推進基本計画の策定**

国の食育推進会議では、食育基本法に基づき、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、5年おきに食育推進基本計画を作成している。現在の第4次食育推進基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を期間としている。

① 第4次食育推進基本計画

第4次食育推進基本計画では、これまでの5年間の取組による成果と、SDGs の考え方を踏まえ、多様な主体と連携・協働し、今後5年間、下記の3つの重点事項を柱に取組と施策を推進し、食育により、社会全体で連携・協働して持続可能な食料システム（フードシステム）を構築することが期待されている。



出典 「第4次食育推進基本計画啓発リーフレット」（農林水産省）

## ② 第4次食育推進基本計画（学校給食に係る項目を抜粋）

具体的な目標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
目標番号4：朝食を欠食する国民を減らす		
④朝食を欠食する子供の割合	4.6%*	0%
目標番号5：学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす		
⑥ 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数	月9.1回*	月12回以上
⑦ 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上
⑧ 学校給食における国産食材を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合	—	90%以上

※は令和元年度の数値

本県においては、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき、宮城の伝統の継承と未来を見据えた食文化の創造に資する取組、そして時代を生き抜く強い人間を育てる食育を展開して行くための指針として第4期宮城県食育推進プラン（令和3年度～令和7年度）を策定している。

**(4) 学校給食法について**

学校給食法（昭和29年法律第160号）は昭和29年に制定され、学校給食の根拠法として、その時々状況に応じ学校給食を制度的に支えてきた。平成20年1月の中央教育審議会答申を受け、平成20年6月に大幅に改正された。（平成21年4月1日施行）

## ① 学校における食育の推進が規定

第1条（法律の目的）では、学校給食の目的の一つとして学校における食育の推進が位置付けられた。

**【第1条（法律の目的）】**

この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

## ② 学校給食の目標

第2条（学校給食の目標）では、食育の観点から学校給食の目標が見直され、新たな目標を加えた七つに整理・充実された。この目標の整理・充実により、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になった。これは、「教育基本法」（平成18年12月改正）第2条の“教育の目標”や「学校教育法」（平成19年6月改正）第21条の“義務教育の目標”を踏まえたものとなっている。

**【学校給食の目標（学校給食法 第2条）】**

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

③ 「学校給食実施基準」及び「学校給食衛生管理基準」の法制化

第8条では、文部科学大臣が、学校給食に関して維持されることが望ましい基準として「学校給食実施基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な学校給食を実施するように努めることが規定された。また、第9条では、文部科学大臣が学校給食の適切な衛生管理を図る上で維持されることが望ましい基準として「学校給食衛生管理基準」を定めるとともに、設置者がこの基準に照らして適切な衛生管理に努めることが規定された。（平成21年4月1日施行）

④ 栄養教諭の役割と校内体制の整備について

第10条では、栄養教諭は、「児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする」とし、その果たすべき役割を明確にするとともに、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものと規定された。

**(5) 学習指導要領の改訂**

昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂において、学校給食の教育課程における位置付けが明記された。平成元年の改訂で、学校給食は特別活動の「学級活動」に位置付けられ今日に至る。

また、平成20年に告示された小学校、中学校の学習指導要領総則及び平成21年に告示された高等学校、特別支援学校の学習指導要領に「学校における食育の推進」が初めて明記された。

更に、平成29年に告示された小学校、中学校、特別支援学校小・中学部の学習指導要領総則には「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置付けられた。小学校、中学校では、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等が加えられ、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校教育活動全体として取り組むことが必要であることが強調されている。

① 中央教育審議会の提言

中央教育審議会では、平成28年12月の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」（以下「答申」という。）の中で、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の中の「健康・安全・食に関する資質・能力」として食に関する資質・能力の考え方が示された。

現代的な諸課題に対応して、子供の姿や地域の実情を踏まえつつ、以下のような力を育ていくことが「答申 別紙4」に記載されている。

### 【健康・安全・食に関わる資質・能力（答申 別紙4）】

○ 健康・安全・食に関する資質・能力を、「知識・技能」，「思考力・判断力・表現力等」，「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると，以下のようになると考えられる。  
（知識・技能）

様々な健康課題，自然災害や事件・事故等の危険性，健康・安全で安心な社会づくりの意義を理解し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

（思考力・判断力・表現力等）

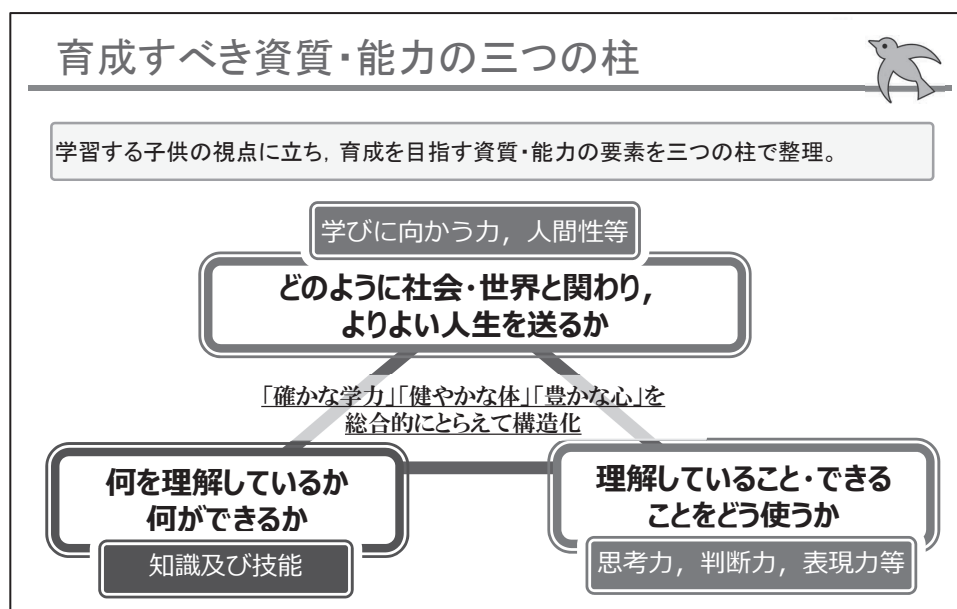
自らの健康や食，安全の状況を適切に評価するとともに，必要な情報を収集し，健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え，適切に意思決定し，行動するために必要な力を身に付けていること。

（学びに向かう力・人間性等）

健康や食，安全に関する様々な課題に関心を持ち，主体的に，自他の健康で安全な生活や健全な食生活を実現しようとしたり，健康・安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

② 「何ができるようになるか」を明確化，資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため，「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら，授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう，全ての教科等が，①知識及び技能，②思考力，判断力，表現力等，③学びに向かう力，人間性等の3つの柱で再整理された。



出典 文部科学省初等中等教育局教育課程課

「新学習指導要領の全面实施と学習評価の改善について」（令和2年10月）

③ 学習指導要領における食育の位置付け

学習指導要領総則に、「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に位置付けられ、小学校、中学校では、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることが示された。

また、新たに「教育課程の改善と学校評価」が示され、食に関する指導の全体計画を作成すること、そして、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら指導を行うことが明記された。

【第1章 総則 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割】

2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、〈外国語活動〉及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

【第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項】

（新設）

1 教育課程の改善と学校評価等

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

※〈 〉内は小学校のみの記載。（ ）内は中学校において記載。